

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので、懲戒処分の公表指針に基づき、公表します。

令和 4 年 10 月 3 日

田尻町長 栗山 美政

記

1 処分年月日

令和 4 年 10 月 1 日

2 被処分者

主査級 53 歳

3 処分内容

停職 4 月

4 処分理由

地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）違反により、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するため。

なお、処分の対象となった行為は、令和 4 年 4 月 2 日、自家用普通乗用自動車を運転中、進路前方で減速中の普通乗用自動車後部に自車前部を衝突させ、運転手に加療約 19 日間を要する傷害を負わせた。また、直ちに車両の運転を停止して運転手を救護する等、必要な措置を講じず、かつ、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった。これにより、同年 4 月 22 日付で過失運転致傷及び道路交通法違反の罪により略式起訴され、同日付で岸和田簡易裁判所から略式命令による罰金 60 万円に処されたもの。